

ひと
女

ひと
男

男女が共に生きるメッセージ

パートナーシップ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222

「マタニティ・ハラスメント」を知っていますか？

「マタニティ・ハラスメント(マタハラ)」という言葉を知っていますか？マタニティとは英語で「母性」を意味します。働く女性が、妊娠・出産と仕事を両立できる職場作りについて考えてみましょう。

◆マタニティ・ハラスメントとは

マタニティ・ハラスメントとは、妊娠や出産を理由とした、不利益な扱いや職場での嫌がらせのことです。



◆こんなことがマタニティ・ハラスメントにあたります

不利益な扱い

- ・妊娠や出産を理由に、解雇する
- ・出産休業や育児休業の取得を認めない
- ・妊娠・出産した女性を降格させたり、人事評価において不利益な評価をしたりする
- ・妊娠・出産した女性に対し、減給したり、賞与などにおいて不利益な算定を行ったりする

嫌がらせ、暴言など

- ・「妊娠したら退職するものだ」「残業できない社員はいらない」など、解雇や退職を示唆する
- ・「妊娠した人は休めていいよね」などと、言葉による嫌がらせをする
- ・「子どものことを第一に考えないと」「あなたの体を心配している」など、価値観を押しつける

◆マタニティ・ハラスメントは、決して許されません

男女雇用機会均等法では、妊娠や出産を理由に、解雇や雇い止め、降格などの不利益な扱いをすることを禁止しています。また、育児・介護休業法でも、育児休業の申出や取得を理由に、不利益な扱いをすることを禁止しています。

マタニティ・ハラスメントは、心身のストレスによる流産や切迫流産につながるおそれも指摘されています。女性が安心して子どもを産み、育てながら仕事を続けられるよう、マタニティ・ハラスメントのない職場作りが求められています。



「パタニティ・ハラスメント」という言葉もあります

パタニティとは英語で「父性」を意味する言葉です。具体的には、男性が育児休業を取ったり、育児のために短時間勤務をしたりすることを妨げる行為がパタニティ・ハラスメントです。

「男性はこう働くべきだ」という先入観にとらわれず、育児も仕事も頑張る男性を応援する気持ちが大切です。

おごおり女性ホットライン
☎092-513-7337

月～金曜日／午前10時～午後5時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

配偶者や恋人からの暴力についての相談のほか、セクシュアル・ハラスメントや仕事、地域、家庭のことなどさまざまな悩みに専門の相談員が対応します。

配偶者や恋人からの
暴力に悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに相談して
ください。

